

工事の一時中止に係るガイドライン

平成 29 年 4 月

横 浜 市

目 次

1	ガイドラインの目的.....	1
2	工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合.....	1
3	発注者の留意事項.....	2
4	請負人の留意事項.....	2
5	請負代金額及び工期の変更.....	3
6	増加費用の考え方.....	4
6-1	準備工着手前に一時中止した場合.....	4
6-2	準備工期間に一時中止した場合.....	4
6-3	本工事施工中に一時中止した場合.....	5
7	増加費用の設計書及び事務処理上の扱い.....	12
8	主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和.....	12
9	工事の一時中止に係る基本フロー.....	15
10	工事の一時中止に係る基本フローの解説.....	17

参考資料

- ・ 監督員指示書（「工事の一時中止」の通知記載例、「工事再開」の通知記載例）

1 ガイドラインの目的

横浜市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、上下水道、港湾、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。

工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を行い、適正な工期を確保の上で工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、工事請負契約約款第 21 条及び製造請負契約約款第 20 条に基づく工事（製造を含む。以下同じ。）の全部又は一部の施工を一時中止する場合において、発注者である横浜市と請負人の双方が対等な立場で協議を行うため、工事の一時中止の運用基準の明確化を目的にしています。

2 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

(1) 次の場合に該当するときは、発注者である横浜市の責務として、工事の全部又は一部の施工を一時中止します。

ア 工事用地等の確保ができない等のため、請負人が工事を施工できない場合
(具体例)

- 工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地を、請負人が工事の施工上必要とする日までに確保されていない。
- 道路、警察、河川及び鉄道等の管理者間協議が終わっていない。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が生じた。

イ 自然的又は人為的な事象^{*}により工事を施工できない場合

※ 「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査等も含まれます。

(具体例)

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的な事象であって、請負人の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動した。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められた。
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 設計変更等により法令等手続きの必要が生じた。
- その他、請負人の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。

(2) 発注者が必要があると認めるとき^{※1}は、工事の全部又は一部の施工を一時中止^{※2}することができます。

※1 「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断で行います。なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られます。

※2 一時中止を指示する場合は、客観的に「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要です。

3 発注者の留意事項

請負人の責めに帰すことができないものにより、工事の施工ができないと認められる場合、請負人は工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となります。

このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を請負人が負うこととなります。

発注者は、工事の全部又は一部の施工の一時中止を請負人に対して書面により、指示を行わなければなりません。また、一時中止に伴う工期又は請負代金額等を適正に確保する必要があります。

①工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、中止期間[※]の見通し等の中止内容を、請負人に対し原則として協議開始日から14日以内に通知します。

②工事現場を適正に維持・管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。

③施工可能と認めたときは、工事の再開を指示しなければなりません。

※ 中止期間は、実際に工事が中止となる日から一時中止要因が解決し、請負人が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとします。

④一時中止期間の解除に当り工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負人と工期短縮について協議し、合意を図ってください。また、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方で認識の相違が生じないように、確認内容を打合せ簿等書面に記録してください。

4 請負人の留意事項

工事の一時中止権は発注者にありますが、請負人は、請負人の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができます（請負人による中止事案の確認請求権）。

請負人は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得ます。

一時中止した工事現場の管理責任は、原則として請負人に属します。なお、詳細については、発注者と請負人の協議により決定します。

- ※ 実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理等に関する「基本計画書」を提出し承諾を得ることとします。
- ※ 基本計画書において、管理責任に係る旨を明らかにします。

また、一時中止期間の解除に当たり、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行ってください。

(1) 基本計画書の記載内容

- ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- エ 工事再開に向けた方策
- オ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠（指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。）
- カ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

(2) 工期短縮計画書の記載内容

- ア 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- イ 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ウ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

5 請負代金額及び工期の変更

発注者は、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を一時中止した場合において、「客観的に必要があると認められる」ときは、請負代金額及び工期の変更を行います。

(1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、請負代金額の変更では補填し得ない請負人の増加費用及び損害について、請負人から請求があった場合には負担しなければなりません。

- ア 増加費用の負担（直接的に増加した費用）
 - (ア) 工事現場の維持に要する費用（工事一時中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料及び工事現場の保安に要する経費等）
 - (イ) 労務者、建設機械器具等を保持するための費用（工事一時中止期間中も最低限必要となる労働者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の材料及びリース料等の経費等）
- イ 損害の負担（間接的な費用の増加）
 - (ア) 工事一時中止前の工事現場の施工体制から工事一時中止中の維持体制に体制

を縮小するために要する費用（不要となった建設機械器具、労務者又は技術者の配置転換に要する費用及び保管のきかない工事材料の売却損等）

(イ) 工事一時中止中の体制から再開後の施工体制に体制を変更するために要する再開準備費用（建設機械器具の再投入、労務者及び技術者の転入に要する費用等）

※ 増加費用と損害は区別しないものとします。

(2) 工期の変更

原則として、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期します。

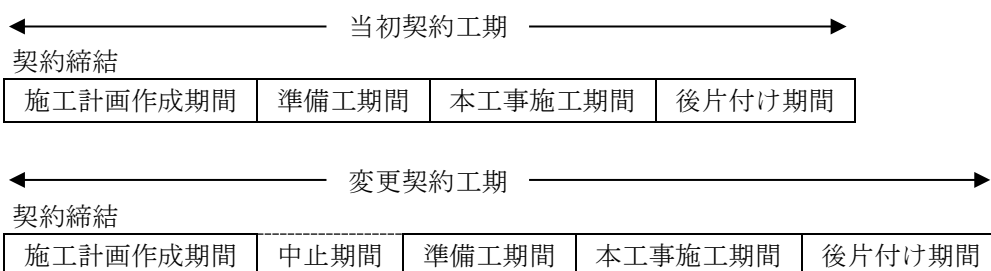
(ア) 一部の施工を一時中止した場合は、発注者と請負人の協議により必要な延期期間を定めます。

(イ) 地震、災害等の場合は、片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能です。

6 増加費用の考え方

6-1 準備工着手前に一時中止した場合

※ 準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいいます。



(1) 基本計画書の作成

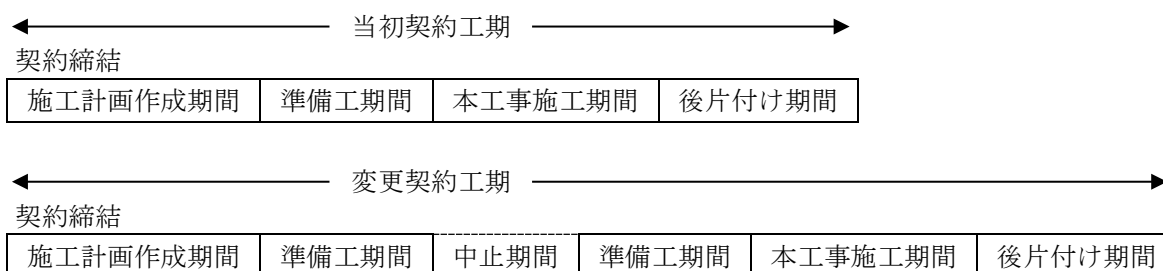
請負人は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、必要に応じて「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

(2) 増加費用

一時中止に伴う費用の増加は、原則として計上しません。

6-2 準備工期間に一時中止した場合

※ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいいます。



(1) 基本計画書の作成

請負人は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

(2) 増加費用の範囲

発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について、請負人から請求があった場合に負担します。

増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定されます。

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、請負人が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と請負人の協議により決定します。

6-3 本工事施工中に一時中止した場合

(1) 基本計画書の作成

請負人は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

(2) 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期短縮を行った場合の費用とします。なお、発注者が工事の一時中止（一部の施工を一時中止したことにより、工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について、請負人から請求があった場合に負担します。

ア 工事現場の維持に要する費用

(ア) 一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(イ) 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負人の本支店における費用

イ 工事体制の縮小に要する費用

一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

エ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する

場合の工期短縮に要する費用等

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、請負人が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と請負人の協議により決定します。

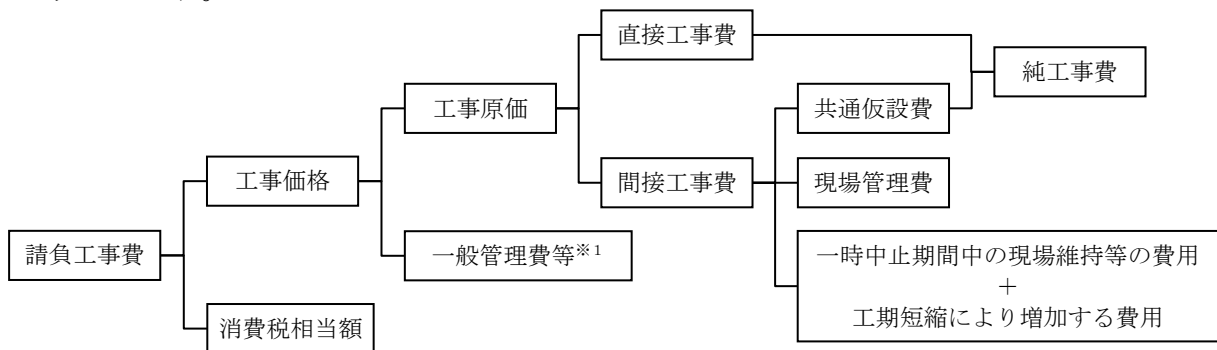
増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算します。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理します。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(4) 増加費用等の構成

ア 土木工事費の構成

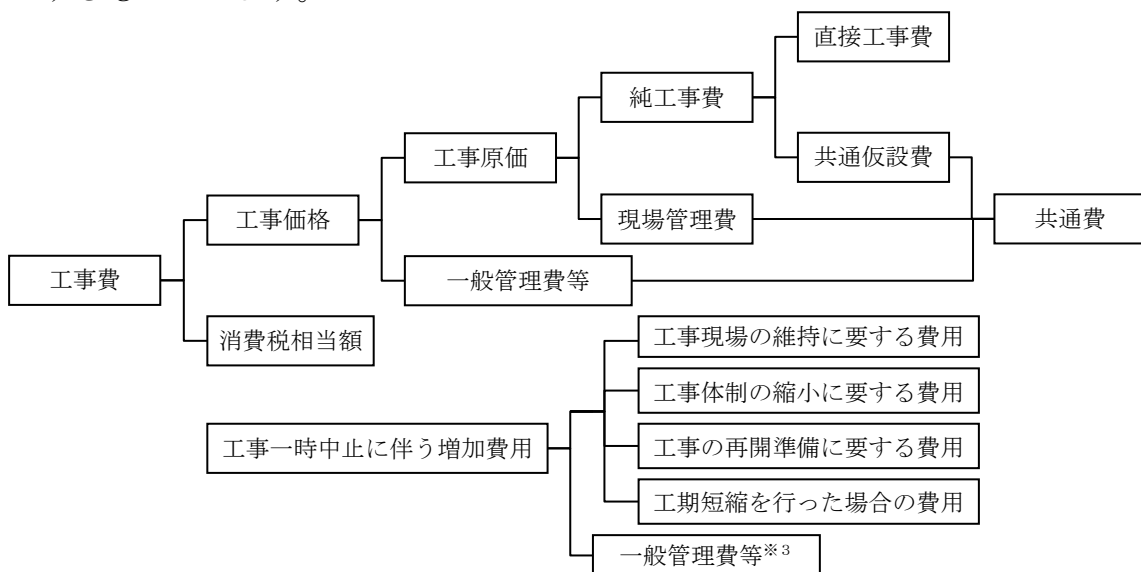
一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とします。



※1 一時中止に伴う本支店における増加費用を含みます。

イ 公共建築工事※2費の構成

一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとします。



※2 公共建築工事とは、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事あるいは機械設備工事の規定を準用します。

※3 一時中止に伴う本支店における増加費用を含みます。

(5) 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。

ア 土木工事における増加費用の積算

一時中止期間が3か月以下の場合は、算定式により算定します。ただし、この算定式により難しい場合は、一時中止期間が3か月を超える場合の算定方法とします。

(ア) 一時中止期間が3か月以下の場合の算定式

一時中止に伴う現場維持等に要する費用は下記の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし

G : 中止期間中の現場維持等の費用 (単位円 1,000 円未満切り捨て)

dg : 一時中止に係る現場経費率 (単位% 少数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額 (一時中止時点の契約上の純工事費) (単位円 1,000 円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位円 1,000 円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率 (**dg**) の算定式

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{N \times R \times 100}{J}$$

ただし

N : 一時中止日数 (日)

ただし部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A, B, a, b : 工種毎に決まる係数

(土木工事積算基準・標準歩掛表による)

a 一時中止に係る現場経費率 (**dg**) で計上する項目

(a) 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用。及び大型機械類等の現場内小運搬に係る費用

(b) 安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用 (保安施設、保安要員の費用等)

(c) 役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金。

(d) 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎及び監督員詰所の営繕損料に要する費用。

(e) 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

b 積上げ費用（ α ）で計上する項目

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

(a) 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

(b) 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

(イ) 一時中止期間が3か月を超える場合の算定方法

「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用に係る見積りにより、費用の必要性・数量など発注者と請負人の協議により増加費用を算定します。

積算する内容は、全て積上げとし次の項目とします。

a 現場における増加費用

(a) 材料費

①材料の保管費用

工事を一時中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（請負人が工事現場に設置したものを除く）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を一時中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止期間に係る損料額及び補修費用

(b) 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

一時中止後の労務費は、原則として計上しません。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と請負人の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と請負人の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種以外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

(c) 水道光熱電力料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、ある

いは発注者と請負人の協議により一時中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(d) 機械経費

工事現場に存置する機械の費用で、現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- ・工事現場の維持のため存置することが必要であり、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費及び管理費を含む）
- ・発注者が工事現場の維持等のため必要があると認め指示した機械の運転費用

(e) 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同様と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②仮設諸機材の損料 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

(f) 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

一時中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同様と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が一時中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と請負人の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料及び仮設物等の運搬費用

(g) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備、測量等で発注者が指示しあるいは発注者と請負人の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(h) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

(i) 安全費

①既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と請負人の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員を含む）

(j) 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の一時中止期間に係る借上げ解約などに要した増加費用

②電力、水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力、用水設備等に係る一時中止期間中の基本料

(k) 技術管理費

原則として増加費用は計上しません。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

(l) 営繕費

一時中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の一時中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

(m) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と請負人の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(n) 社員等従業員給料手当

一時中止期間も工事現場の維持等のために、発注者と請負人の協議により定めた次の費用

①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む）に支給する給料手当の費用

②一時中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小

するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

(o) 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用、なお専従的に雇用された者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む）とします。

②解雇、休業手当を払う場合の費用

発注者と請負人の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇、休業するために必要な費用

(p) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間中の費用

(q) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用

b 本支店における増加費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な請負人の本支店における費用

c 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

イ 建築工事における増加費用の積算

「建築工事積算要領（横浜市建築局）」によるものとします。

工事の一時中止に伴い、直接工事費及び共通費について、増加費用を設計変更する場合は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱について」（昭和57年3月29日付け国土交通省技調発第116号）を適用します。

ウ 電気設備工事及び機械設備工事については、上記建築工事積算要領に準じるものとします。

7 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上します。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなします。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとします。

増加費用は、請負人から請求があった場合に負担し、増加費用の積算及び設計変更は、工事再開後速やかに行います。

8 主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和

請負人の責によらない理由により、工事の全部を一時中止した場合は、当該中止期間に限り「主任・監理技術者の専任を要しない期間」とし、次の一覧の定めるとおり、他の工事との兼任等ができるものとします。

また、工事の全部を一時中止し、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」において、現場代理人を必要としないことを横浜市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。なお、現場代理人の常駐義務の緩和措置については、次の通知文等を参照してください。

平成28年5月24日 現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について(お知らせ)

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20160524-2genbadairinin-soti-oshirase.pdf>

また、一時休止期間中における他の工事との技術者等の兼任に際し、次のとおり発注者に届け出てください。

- ①兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知すること。
- ②横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第24条に係る、第6号様式または第7号様式を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、当該一時中止に係る監督員指示書(写)を添えて提出すること。
- ③一時中止する工事についてコリンズの登録変更すること。

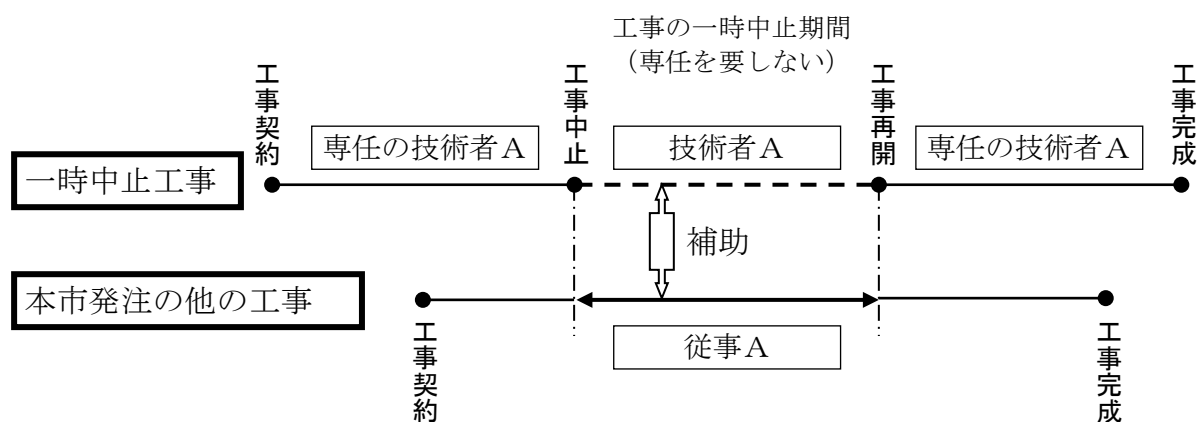
配置技術者に関する工事の一時中止期間中の緩和一覧

ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事※ ¹	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容
ケース 1	3 か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能
	3 か月を超える場合			有	
ケース 2	3 か月を超える場合	予定価格が 3,500 万円未満 (建築一式工事は 7,000 万円未満) の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能
				有	
ケース 3	3 か月を超える場合	予定価格が 3,500 万円以上 (建築一式工事は 7,000 万円以上) の工事 (工期が一時中止期間内)	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者※ ² に変更し、再開時に同一人が再び従事することが可能
ケース 4	3 か月を超える場合	予定価格が 3,500 万円以上 (建築一式工事は 7,000 万円以上) の工事 (工期が一時中止期間を超過)	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者※ ² に変更し、再開時に別の技術者に変更が可能

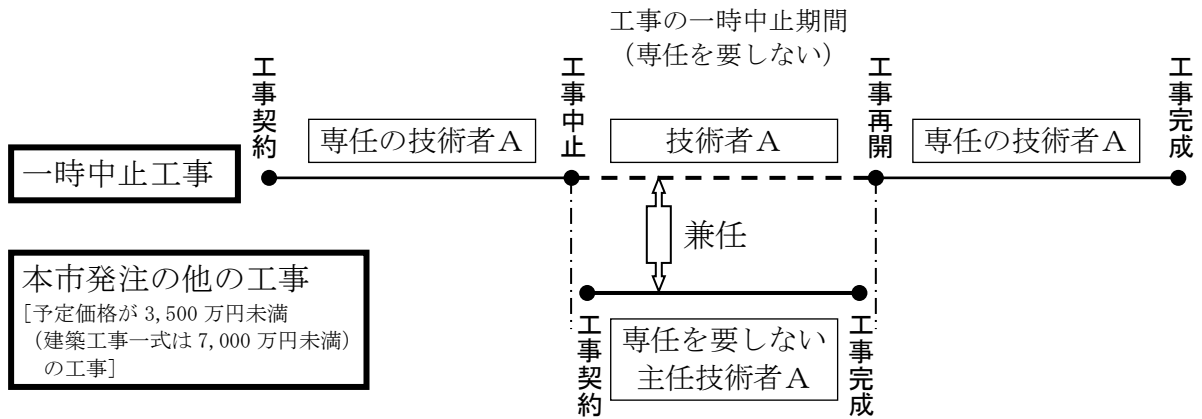
※ 1 工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事を除く。

※ 2 下請総額 4,000 万円未満 (建築一式工事は 6,000 万円未満) の工事は主任技術者、
下請総額 4,000 万円以上 (建築一式工事は 6,000 万円以上) の工事は監理技術者

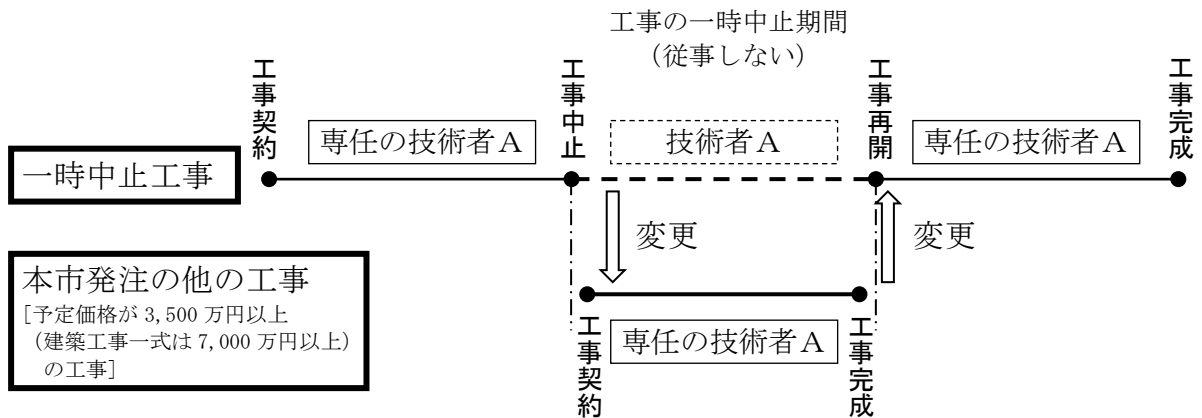
【ケース 1】



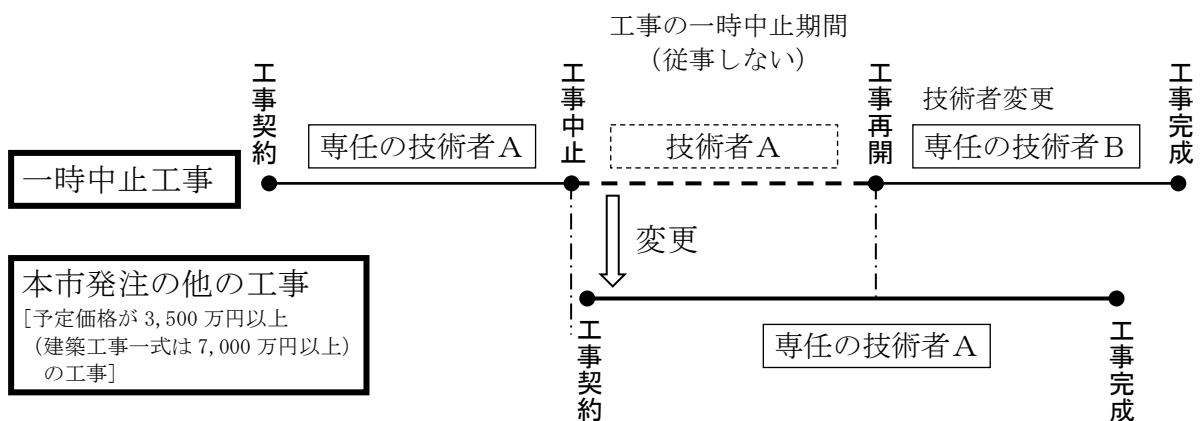
【ケース 2】



【ケース 3】

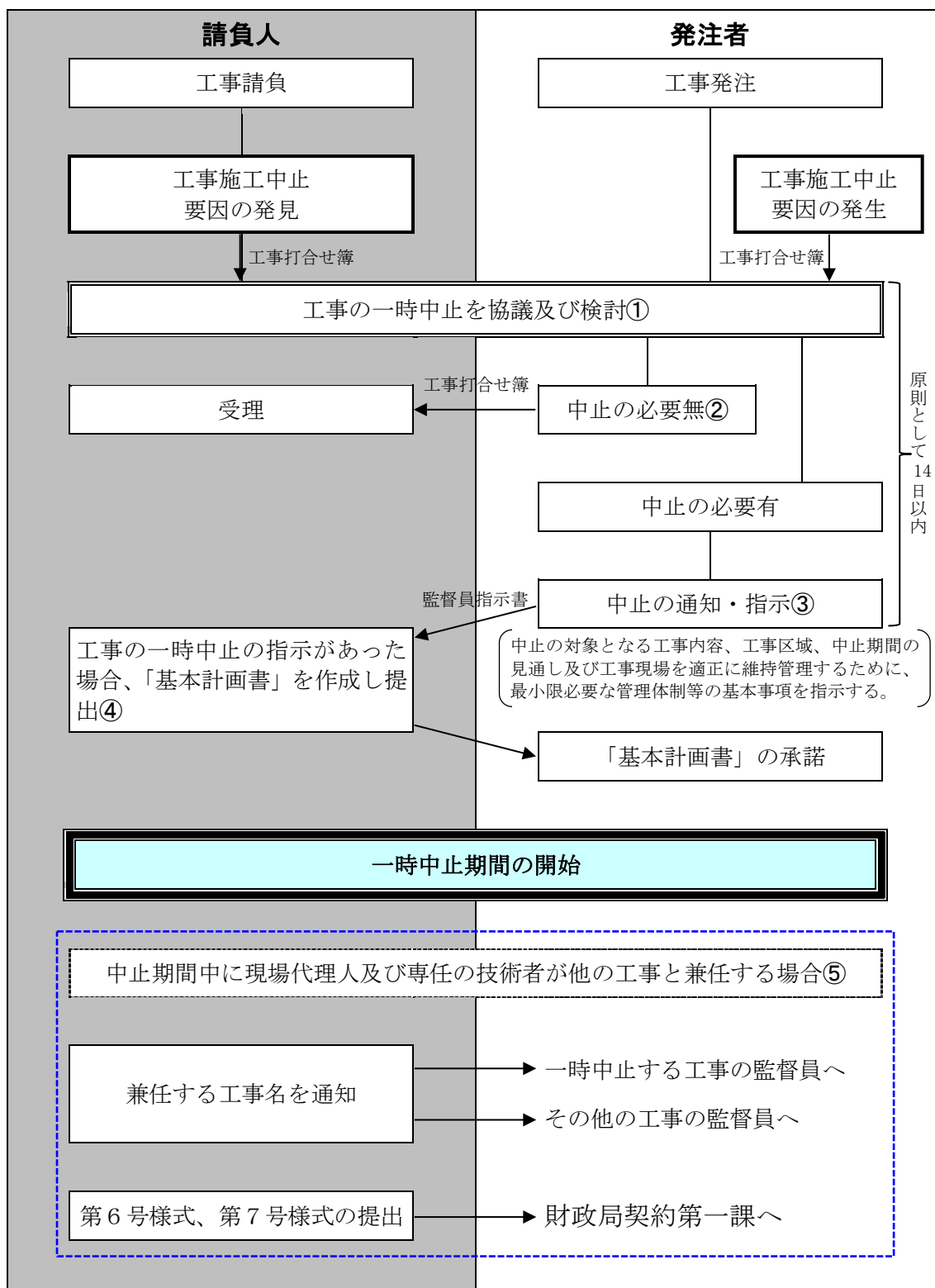


【ケース 4】



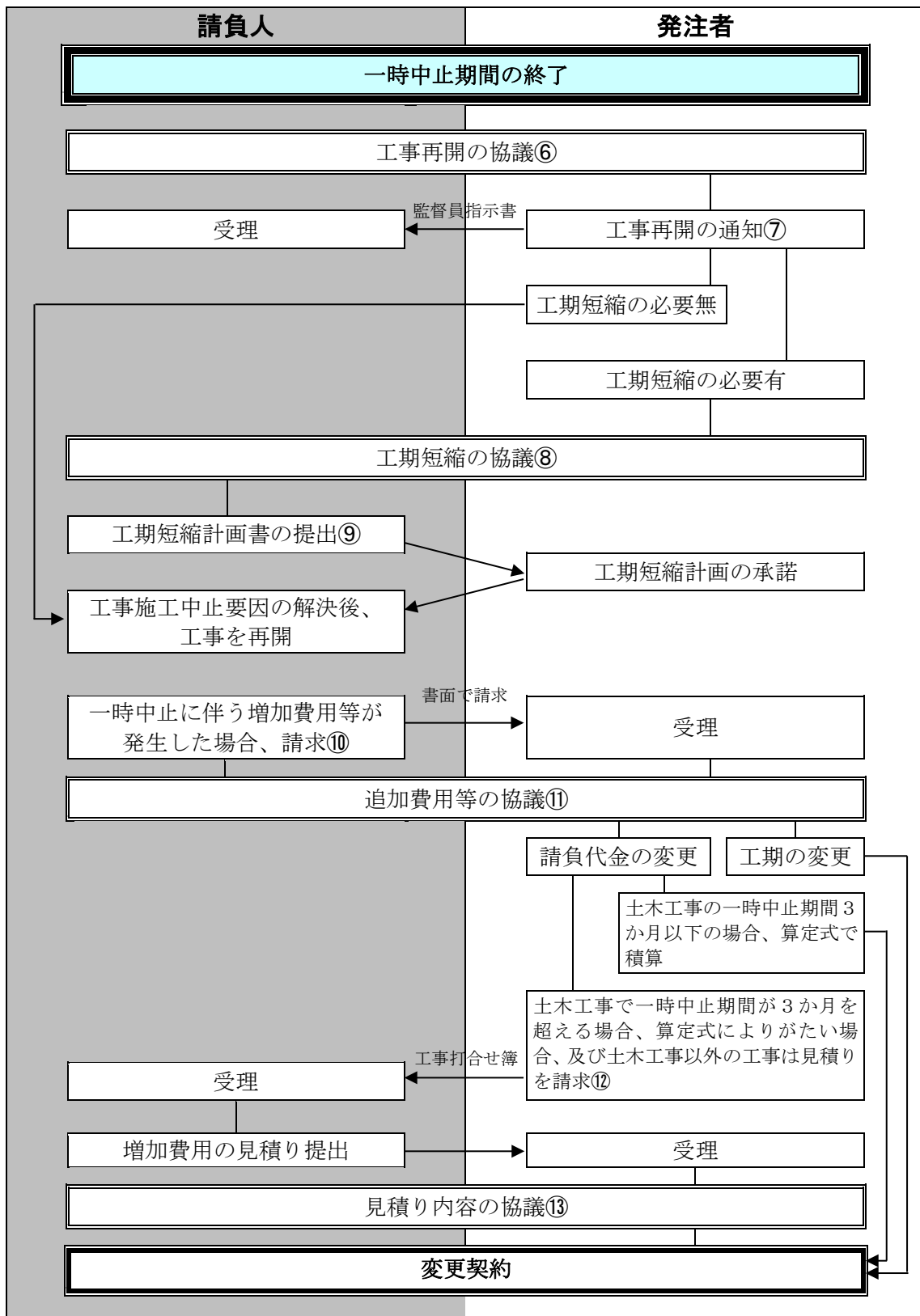
9 工事の一時中止に係る基本フロー

(1) 一時中止要因の発生～一時中止期間



(注) ○数字は「10 工事の一時中止に係る基本フローの解説」参照

(2) 一時中止期間の終了後



(注) ○数字は「10 工事の一時中止に係る基本フローの解説」参照

10 工事の一時中止に係る基本フローの解説

- ①工事の施工中止要因について、発注者と請負人により「工事の一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。なお一時中止期間が工事請負契約約款第 45 条（2）に該当する場合、請負人に契約の解除権が発生しますので、そのことも踏まえ検討します。
- ②協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要でない場合、発注者は「工事打合せ簿」にて請負人にその旨を通知します。
- ③協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要な場合、発注者は「監督員指示書」（参考資料 1 参照）にて、請負人に「工事の一時中止」を原則として協議開始から 14 日以内に通知します。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
- ④請負人は、工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」※を提出し承諾を得ます。
※ 実施内容が増加費用の積算に反映される。
- ⑤中止期間中に現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合は、次のとおり届出が必要です。
ア 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。
イ 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 24 条に係る、第 6 号様式または第 7 号様式を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書（写）を添えて提出してください。
- ⑥発注者と請負人により、工事を再開する日時等について協議します。
- ⑦発注者は、「監督員指示書」（参考資料 2 参照）にて請負人に工事を再開する日時等を通知します。
- ⑧発注者は、一時中止期間の解除に当り工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負人と工期短縮について協議し、合意を図ります。
- ⑨請負人は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行います。
- ⑩請負人は、「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等

の増加費用が発生した場合及び、「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行うこと
によって増加費用が発生した場合は、「書面」にて請求を行いません。

⑪発注者と請負人は、請負人が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した
工事現場の維持等の増加費用等[※]及び、「工期短縮計画書」に従って工期短縮を行う
ことにより要する増加費用等について協議します。

※ 中止期間の確定。

⑫土木工事で中止期間が3か月を超える場合、算定式によりがたい場合、及び土木工
事以外の工事は、請負人から増加費用に係る見積もりを求めます。

⑬発注者と請負人により、見積りの内容について実施内容が証明できる資料[※]を基に
協議します。

※ 作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等。

監督員指示書

請負人
現場代理人 様

総括監督員
所 属
氏 名

工 事 名

標記工事について、次のとおり指示します。

標記工事について、「工事の一時中止」を、契約約款第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知します。

1 一時中止とする理由

2 一時中止の内容

(1) 一時中止する工種

(2) 一時中止する工事範囲

(3) 一時中止期間【例】平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日（見通し）

(4) 管理体制等の基本的事項
維持・管理について、詳細を記載

(5) 計画書の提出について

一時中止期間中の維持管理や、一時中止に伴う増加費用及び算定根拠等に関する計画書を提出し、承諾を得ること。

3 その他

現場代理人及び専任の技術者が他の工事と兼任する場合

(1) 兼任する工事名を一時中止工事及び他の工事それぞれの監督員へ、現場代理人等選定通知書により通知してください。

(2) 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 24 条に係る、第 6 号様式または第 7 号様式を提出する必要がある場合は、財政局契約第一課へ、この監督員指示書（写）を添えて提出してください。

協議の結果、実際に工事が中止となる日とします。

主任監督員	担当監督員

受領印

（備考）署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

工事の一時中止に係るガイドライン

平成 21 年 4 月策定

平成 22 年 4 月改定

平成 25 年 4 月改定

平成 29 年 4 月改訂

財政局公共施設・事業調整課